

令和 2 年度第 1 回県民会議（7/21）質問事項への回答

①「長野県決算書」基金残高と「森林づくりレポート」実質的な森林税残高の差異について

単位：千円

H30 長野県決算書 (A)	H30 実質的な森林税残高 (C)	差額
868,909	854,797	14,112

○差異が生じた理由は、「H30 長野県決算書」と「H30 実質的な森林税残高」では、算定基準月及び R 元への繰越分の扱いが下記のとおり異なるためです。

※算定基準月の違い

- ・決算書では、3月末現在の基金残高をもって決算といたしますが、実際には当該年度の収支は3月末時点では確定されないため、翌年度の4～5月に収支を確定させ、基金からの繰出し等を行います。そのため、実質的な森林税残高は5月末現在の基金残高を活用しています。

3月末現在の基金残高 868,909千円・・・(A)

5月末現在の基金残高 586,910千円・・・(B)

586,910=868,909(3月末現在)+82,816(H30最終収入)-364,815(H30執行額(繰越除く))

※R元への繰越分の扱い

- ・R元への繰越分(267,887千円)は、H31.3に基金から県の一般会計に繰出し済です。そのため、決算書の金額には含まれていません。
- ・一方、実質的な森林税残高は、森林づくりレポート P31 で説明したように、翌年度への繰越予算等を加えた金額となります。

586,910千円(5月末残高)(B)+267,887千円(R元繰越分)=854,797千円・・・(C)

○つまり、決算書の金額は3月末時点の実際の基金残高。実質的な森林税残高は、その後の決算額確定作業を踏まえた、5月末時点の実際の基金残高に翌年度への繰越分を加えた額となりますので、金額に差異が生じています。

○7/21の県民会議におけるご意見も踏まえ、森林税の残高等の状況が県民の皆様にとって分かり易くなるよう、引き続き工夫をまいります。

②河畔林整備事業現場説明事項・施工条件明示事項の環境配慮指針について

○現場説明事項・施工条件明示事項に記載された「環境配慮指針」とは、「建設部公共事業環境配慮指針」(2～10ページ)を指します。

○取り消し線で消している理由は、同指針の実施要領(以下、「要領」)(11～13ページ)において規定している対象事業の規模に満たないためです。

要領の基準・・・入札予定価格8千万円以上

○建設部では、「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」(以下、「要綱」)(14～28ページ)及び要領の対象事業の規模に満たない事業は、環境配慮指針適用工事としておりませんが、対象規模未満の事業であっても、要綱第16条の規定に基づき環境配慮制度の趣旨に即した事業執行に努めています。

建設部公共事業環境配慮指針

I 計画段階

取り組み項目 (環境方針区分)	具 体 的 な 行 動
1 自然と人が共に生きる郷土 (1)多様な自然環境の地域特性に応じた保護・保全	<p>【共通】</p> <p>① 設計・実施段階の各項目も念頭に計画を立てる。</p> <p>② 必要に応じて自然環境調査を実施する。</p> <p>・現地踏査、既往文献*の収集、市町村・地元関係者や専門家からの聞き取り、航空写真の活用など、注目すべき生物の存在を調査して計画に反映する。</p> <p>*既往文献:土木部の調査資料(水辺の国勢調査、溪流環境整備計画、水と緑の溪流づくり調査、わがまちの斜面整備構想など)、環境部局の調査資料、研究者やNGO等の調査資料、市町村史、郷土史など</p> <p>③ 形状変更が少なく、環境負荷の少ない位置・ルート等を選定する様に努める。</p> <p>・長大斜面の発生を防ぐ線形や構造形式の検討を行い、改変量を少なくするような位置・ルート等を選定するよう努める。</p> <p>④ 樹木の伐採は出来るだけ避けた計画を立てる。</p> <p>【個別事業】(都市公園)</p> <p>⑤ 計画の策定に当たっては、事業及び予算規模も勘案しながら、可能な限り環境に配慮する。</p> <p>・検討組織を設置し検討する。</p> <p>⑥ 都市計画マスタープランや緑の基本計画との整合を確認する。</p> <p>⑦ 生活環境、歴史・文化環境の保全に十分配慮する。</p> <p>・地元住民の意見等を広報等を通じ求める。 ・地域のシンボルになっている樹木等の保存活用に努める。</p> <p>【個別事業】(河川)</p> <p>⑧ 河川流域の特性に配慮する。</p> <p>・河道内のみならず、流域全体の環境に配慮する。 ・現況の特性を大きく変えない様配慮する。 ・湧水や特徴的な植物の群生地などは、保全するよう配慮する。</p> <p>【個別事業】(ダム) <環境・景観に関する調査の実施></p> <p>⑨ 予備調査段階では、ダム候補地の抽出と共に、文献調査等により自然特性・社会特性を把握する。</p> <p>・対象河川の水質・流況等の把握。 ・動植物の種類と生息・生育場所の把握。 ・注目すべき景観資源・自然現象の把握。</p> <p>⑩ 実施計画調査段階では、文献調査結果を踏まえ現地調査、聞き取り調査等により、事業地における自然環境を把握する。</p> <p>・ダムサイトを絞り込む段階において、文献調査で把握された内容を確認・補足する。</p>
(2)生物の多様性の確保	<p>【共通】</p> <p>① レッドデータブック等の活用により希少動植物の生息・生育状況を把握する。</p> <p>・自然環境調査により抽出された種について、その希少度を把握し、対応を整理する。</p> <p>② 希少生物の保全のため、生息地を出来るだけ避けた計画とする。</p> <p>【個別事業】(都市公園)</p> <p>③ 生物等生育環境の保全、機能の確保・拡充に配慮し、検証する。</p> <p>・専門家の意見を求める。</p> <p>【個別事業】(河川)</p> <p>④ 横断構造物を設置する場合は、水棲生物の自由な移動を確保するための工夫をする。</p> <p>【個別事業】(砂防)</p> <p>⑤ 動植物への負荷の少ない形状・素材の使用を検討する。</p> <p>・透過型えん堤や環境に配慮した護岸を検討する。</p>

取り組み項目 (環境方針区分)	具 体 的 な 行 動
2 良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土 (1)水、大気、土壌等の良好な環境水準と循環の確保	【共通】 ① 自然の水循環が損なわれない様に配慮する。 ・専門家等の意見を求める。 【個別事業】(建 築) ② 設備機器等について大気汚染、騒音の低減に配慮する。
(2)廃棄物の発生抑制やリサイクルのための仕組みづくりの推進	【個別事業】(都市公園) ① 利用者による環境損失抑制に配慮する。 ・維持管理を行う部門と計画の在り方について合同検討をする。 【個別事業】(下水道) ② 汚泥を有効利用出来る施設の検討を行う。 ・下水から発生する汚泥の有効利用施設の導入を検討する。 ③ 処理水の再利用を検討する。 ・場内又は場外で処理水の再利用を行うための施設の導入を検討する。 【個別事業】(建 築) ④ 資源の有効活用を図るため、建物の長寿命化を検討する。
(3)新エネルギーの利用の普及	【個別事業】(都市公園) ① 風力、太陽等の自然エネルギーや雨水など、資源の有効利用に配慮する。 ・自然エネルギー等を利用した施設を検討する。 【個別事業】(下水道) ② 未利用エネルギーの有効利用を検討する。 ・場内又は場外で下水から発生する下水熱、消化ガス等の再利用を行うための施設の導入を検討する。 【個別事業】(建 築) ③ 太陽等の自然エネルギーや雨水など、自然の有効利用に配慮する。
3 うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土 (1)快適な生活環境を確保するための基盤整備	【個別事業】(砂 防) ① 周辺の利用状況、地域づくり等に配慮する。 ・遊砂池・高水敷等の公園利用計画等がある場合は、他事業と調整した計画とする。 【個別事業】(建 築) ② 自然と人が触れ合える快適な生活空間の創造に配慮する。
(2)水辺空間や緑の保全と創造	【共通】 ① 水辺空間の整備に努める。 ・水辺の利用状況等を調査する。 ② 切土、盛土法面の緑化に努める。 ・斜面状況に応じた工法を検討する中で、周辺環境に融合した緑化について計画する。 【個別事業】(河 川) ③ 河川の自然な地形を生かす様に努める。 ・良好な自然環境を保全する様配慮する。 ④ 横断形状は、河川毎の特性を考慮し、画一的な断面とならない様に検討する。 ・河川が本来持つ多様な自然環境を保全するため、現況の滞筋は極力保全する。 ・河床を掘削する場合の横断形は、従前のものを参考に計画する。 ⑤ 横断形状は、河川周辺環境との一体性に努める。 ・沿川の土地利用や周辺の自然環境を勘案して計画する。 ⑥ 縦断計画は安定河床勾配となる様に努める。 ・河川の特性を把握し、現況の河床勾配を重視する。

取り組み項目 (環境方針区分)	具 体 的 な 行 動
(2)水辺空間や緑の保全と創造	<p>【個事業別】(砂 防) ⑦ 緑の保全と創造。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝樹林帯の設置が可能か検討する。 ・溪畔林の保全を検討する。 ・幼苗を用いた植栽等の緑化計画を立てる。。 <hr/> <p>【個別事業】(建 築) ⑧ 既存樹木等に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の活用が可能か検討する。 ・既存種と調和した樹木による植栽を検討する。
(3)景観の保全と創造	<p>【共 通】</p> <p>① 史跡・名勝の把握に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡・名勝は、県・市町村の教育委員会などと協議を行い、その所在や重要度を把握し、保護・保全を検討する。 <p>② 環境に配慮したデザインの採用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観整備が必要な場合は、景観に配慮したデザイン検討を行うと共に、専門知識を必要とする事項は、学識経験者の助言を求める。 ・ラフスケッチ・イメージパースを作成し検討する。 <hr/> <p>【個別事業】(建 築) ③ 周囲のまちなみ、自然等に配慮する。</p>

II 設計段階

取り組み項目 (環境方針区分)	具 体 的 な 行 動
1 自然と人が共に生きる郷土 (1)多様な自然環境の地域特性に応じた保護・保全	<p>【共通】</p> <p>①実施段階の各項目も念頭に置くと共に、計画段階の各項目も再度確認する。</p> <p>②計画段階で自然環境調査を行っている場合は、その結果を反映した設計に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画段階において配慮するとした動植物の生育・生息環境等を把握する。 ・動物については、棲息場所及び繁殖期を可能な限り避けた工法・工程を選定すると共に、移植をする時期及び移転先に配慮する。 ・植物については、移植をする時期に配慮する。 <p>③自然地の改変を最小限にとどめる等、自然に配慮した設計をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地形の改変量が大きくなる場合は、切土・盛土の規模や状況に応じ、構造物との併用等も検討する。 <p>④支障にならない樹木は出来るだけ残すようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元々ある河畔林・溪畔林等樹林帯の保護・保全を検討する。 ・堆砂敷の立木は残す様に検討する。 <p>⑤表土の利用等環境に配慮した設計に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表土を仮置きして、法面等に活用する。 <p>【個別事業】(河川) (ダム) <環境・景観設計等の基本方針の作成></p> <p>⑥空間的な整備方針を立案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・景観の対象地域の設定及び整備の方向性に統一性を持たせたコンセプト(理念)を立案し、地域特性に応じたゾーンに区分する。 ・ダム本体周辺、貯水池周辺、貯水池上流部、右岸側、左岸側など、それぞれ保全・再生・創造・活用等の観点からゾーンに区分し、各ゾーンに適した整備方針を作成する。 <p>⑦基本方針とダム事業計画との調整。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・景観設計等の基本方針はダムの設計・施工計画・建設工事に反映できるよう調整を図る。 <p>⑧調査の結果、特別な配慮が必要な場合は、追加調査計画を立案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮事項に応じた追加調査計画を立案する。 <p><整備計画(環境整備計画・景観整備計画)の立案></p> <p>⑨環境整備計画では出来るだけ自然環境を配慮し、効果的な措置を講ずることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業による環境への影響を整理し、問題点を明確にする。 ・自然環境への影響を出来るだけ小さくするために、影響の回避、最小化、代替、修復・再生の観点から検討を行う。 <p>⑩景観整備計画を立案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観との調和を図る。 ・構造的・力学的な特長を生かした景観づくりに配慮する。 ・自然も美しく見える工夫をする。 ・地形復元も含めたトータルな景観づくりを心がける。 ・時間経過への配慮や演出の工夫をする。
(2)生物の多様性の確保	<p>【共通】</p> <p>①生態系や生育・生息環境に配慮した設計に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の移動経路の確保、進入防止柵の設置、小動物が落下しても脱出できる様な構造の側溝等の採用、木本類が生育できる基盤の確保等。 ・魚道を整備することを検討する。 ・瀬と淵の保全または創出を検討する。 <p>②絶滅が危惧される希少動植物の適正な保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物の移動等、保全対策を検討する。 <p><注目すべき生物の具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レッドデータブックや天然記念物として認知されている生物。 ・学識者や地元の有識者が注目視している地域固有生物(群)。 <p>【個別事業】(河川) (全般、堤防等)</p> <p>③生物移動や沿川環境との一体性のため、河川の縦断方向・横断方向で連続性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断構造物を設ける場合は、魚類などの水生生物の移動を妨げない構造を検討し、縦断方向の連続性を確保する。また、護岸の法勾配を緩くし、周辺の環境との一体性を図り、河道と堤内地との連続した環境を創出する。

<p>取り組み項目 (環境方針区分)</p>	<p>具 体 的 な 行 動</p>
<p>(2)生物の多様性の確保</p>	<p>【個別事業】(砂 防) ④ 動植物への負荷の少ない形状・素材の使用を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透過型えん堤を採用し、溪流生態系の連続性の確保を検討する。 ・自然石空張護岸等(コンクリートを使用しない工法)の採用を検討する。 ・土で護岸を覆い、緑の再生を検討する。 ・多段式落差工等により、一段当たりの落差を小さくすることを検討する。 ・自然石、多自然型製品(ホタル護岸、魚巢ブロック等)を採用する。
<p>2 良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土 (1)水、大気、土壌等の良好な環境水準と循環の確保</p>	<p>【共 通】 ① 水質の保全に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事による汚染が考えられる場合は、水質の浄化について検討する。 ・地盤改良は、適切な薬液の選定及び必要最低限の薬液注入範囲とし、周辺の地下水に影響を与えない様に努める。 <p>② 自然の水循環機能の維持に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地の保全に配慮すると共に、水の循環利用などを図る。 ・道路からの雨水流失の抑制等を検討する。 ・公園の駐車場等は、透水性舗装・芝舗装等の導入を検討する。 <p>【個別事業】(道 路) ③ 道路植栽や舗装等による騒音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとする。また、それ以外の道路についても、沿道における良好な生活環境の確保が必要であると判断される場合は検討を行う。 ・環境基準を満たさず交通騒音を低減する必要がある箇所、または第4種(トンネルを除く)の道路には排水性舗装を検討する。 <p>【個別事業】(建 築) ④ 設備機器等について大気汚染、騒音の低減に配慮する。</p>
<p>(2)廃棄物の発生抑制やリサイクルのための仕組みづくりの推進</p>	<p>【共 通】 ① 切土・盛土量は極力少なくなる様工夫すると共に、発生する土砂は極力現場内で活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切土・盛土等のバランスを考慮した設計を考えたと共に、発生土は、現場内利用、工事間流用を図る。 <p>② 現地発生材の有効利用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然石、樹木材料等の有効利用に努める。 (伐採木:土留め柵、チップ園路、木製階段、ベンチ等) <p>③ 環境に負荷の少ない資材、再生資材等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然石、樹木材料、再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土、溶融結晶化石材等の利用を促進する。 <p>【個別事業】(都市公園) ④ 利用者による環境損失抑制対策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出物等のリサイクルや抑制対策を関係部門と合同で検討する。 <p>【個別事業】(建 築) ⑤ 仕様・工法等において、再生資材の使用可能性について検討する。</p>
<p>(3)新エネルギーの利用の普及</p>	<p>【個別事業】(都市公園) ① 風力、太陽等の自然エネルギーや雨水など、資源の有効利用を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨を委託設計の仕様書に明示して検討を行う。 <p>【個別事業】(建 築) ② 太陽等の自然エネルギーや雨水など、自然の有効利用に配慮する。</p>
<p>3 うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土 (1)快適な生活環境を確保するための基盤整備</p>	<p>【個別事業】(砂 防) ① 周辺の利用状況、地域づくり等に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業とも連携を図り、遊砂池・高水敷等を公園などに利用する。 <p>【個別事業】(建 築) ② 自然と人が触れ合える快適な生活空間の創造に配慮する。</p>
<p>(2)水辺空間や緑の保全と創造</p>	<p>【共 通】 ① 水辺空間の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊水施設やせせらぎ水路、池、親水護岸、階段や飛び石などの整備に努める。 ・自然石による緩傾斜護岸工を採用する。

<p>取り組み項目 (環境方針区分)</p>	<p>具 体 的 な 行 動</p>
<p>(2)水辺空間や緑の保全と創造</p>	<p>【共通】 ② 緑化の推進と保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺植生との調和に配慮し、在来種を採用した緑化に努めると共に、可能なものは移植を検討する。 ・法面の土砂崩壊の恐れがない場合には、法面の土砂流出防止を図りながら自然状態での緑化復元を図る。 <hr/> <p>【個別事業】(下水道) ③ 施設上部の緑化を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水処理覆盖の上部は極力緑化を図る。 <hr/> <p>【個別事業】(河川) (全般、堤防等) ④ 多自然型川づくりを基本とし、水辺環境や植生、樹林帯の保全に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸の設置は河川管理上必要な箇所限定するとともに、設置する場合は多自然型のものとなる様配慮する。 ・元々の水際の形状を保全する様に努める。 ・景観資源、ハビタット等を保全する。 ・河道内に残せない樹木等は、必要に応じて移植等により河畔などへ復元を図る。 ・河川特性を十分に把握し、環境保全型ブロック等、環境に配慮した構造とする。 ・護岸の構造は、必要な強度を確保したうえで、多孔質なものを使用する、或いは覆土を施すなど環境に配慮する。 <hr/> <p>(水 域) ⑤ 瀬と淵が出来る様にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況の河床を可能な限り残し、川が自らの流れの作用により河床を形成出来るよう誘導する。 ・土砂の移動量に応じて自然の作用に任せたり、類似環境の河川を参考にして、瀬と淵が形成されやすくなる様配慮する。 ・山付き部の淵は極力保全する。 ・湾曲部は出来るだけ保全し、やむを得ず直線化する場合は、旧川をワンドに利用する等工夫する。 <hr/> <p>(陸 域) ⑥ 高水敷の高さは将来の植生・土砂の堆積状況を踏まえて設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冠水頻度や地下水位との比高差を勘案し設定する。 <hr/> <p>河岸の法勾配は出来るだけ緩くする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急勾配にした方が多様な環境を形成できる場合は、寄せ石、覆土等で水際部の生態環境を多様化するなど工夫する。 <hr/> <p>(ダ ム) ⑦ 緑化対象地を把握し、対象地に求められる緑化機能に応じた緑化計画を立案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の貴重な自然植生に対して、風の吹き込みや日照の入込み等に配慮した緑化とする。 <hr/> <p>【個別事業】(砂 防) ⑧ 緑の保全と創造。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝樹林帯としての確保を検討する。 ・斜面の樹木を残し、安全度を上げる工法の採用を検討する。 ・幼苗を用いた植栽等の採用に努める。 ・えん堤等の前面には、出来るだけ植栽するよう検討する。 <hr/> <p>【個別事業】(建 築) ⑨ 既存樹木等に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の活用が可能か検討する。 ・既存種と調和した樹木による植栽を検討する。
<p>(3)景観の保全と創造</p>	<p>【共通】 ① 史跡・名勝の保護・保全策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財等の有無を、再度確認すると共に、保護・保全対策について教育委員会等と協議する。 <hr/> <p>② 環境に配慮したデザインを採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観検討を基に、地域の特性に適したデザインを採用する。(淡彩スケッチ、簡易模型等の利用) ・景観の大きな構成要素となる横断構造物等は、周辺の景観と調和する様に配慮する。 <hr/> <p>③ コンクリート構造物については、表面処理等により景観の配慮に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観整備が必要と判断される箇所は、周辺の景観や植生に配慮した化粧型枠、緑化用擁壁ブロック、自然石などの工法又は着色、彩色を考慮して検討する。

<p>取り組み項目 (環境方針区分)</p>	<p>具 体 的 な 行 動</p>
<p>(3)景観の保全と創造</p>	<p>【個別事業】(河 川) (ダ ム) <景観・環境設計の実施> ④ 環境・景観整備計画に基づき、景観設計については、各施設・設備の意匠・細部構造・材質・色調・植栽などの設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面形状や質感、材料及び色彩に変化を与えるようにする。 ・ゲートやゲートハウス、ピア等の配置に規則性を持たせる。 ・ゲートピアなどには丸みを付けたり、面取りするなど印象を和らげるよう配慮する。 ・放流の仕方に工夫を施し、演出に配慮する。 ・機械類の露出は抑える。 <hr/> <p><環境対策の実施> ⑤ 環境対策については、保全・再生・創造についての場所・範囲・手順等について、実施に向け具体化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境対策などの実施に向け、ダム施工計画に具体的に盛り込む。 ・具体的管理方法も検討する。 <hr/> <p>【個別事業】(建 築) ⑥ 周辺景観に配慮したデザイン、仕上げ材料等を検討する。</p>
<p>4 世界へ発信する環境共生県 NAGANO (1)地球温暖化問題など地球環境問題への積極的な対応</p>	<p>【共 通】 ① 県産材(間伐材)の利用を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木建設資材への利用を検討する。 <hr/> <p>【個別事業】(建 築) ② 省エネに配慮した計画に努める。</p>

Ⅲ 実施段階

取り組み項目 (環境方針区分)	具 体 的 な 行 動
1 自然と人が共に生きる郷土 (1)多様な自然環境の地域特性に応じた保護・保全	<p>【共通】</p> <p>① 設計・計画段階の各項目を再度確認すると共に、新たな要素が確認された場合には配慮する。</p> <p>② 工事施工ヤード(進入路・仮設を含む)の設置に当たっては必要最小限の面積とし、周辺の保全と原形復旧に努める。</p> <p>・仮設備については、地形の改変やヤードの最小化を図ると共に、原形復旧に努める。</p> <p>③ 仮設備のための樹木の伐採は必要最小限とする。</p> <p>・必要に応じ既存木を仮囲いして保護する。</p> <p>④ 表土を出来るだけ植生用客土として活用する様に努める。</p> <p>・表土を仮置きして、法面等に活用する。</p> <hr/> <p>【個別事業】(河川) 河川管理施設設置における自然環境への配慮</p> <p>⑤ どのような川づくりを目指すのか、現場内での意思統一を図る様にする。</p> <p>・必要に応じて環境について注意すべき事項の整理、地下水や生態系等の範囲への影響調査等を実施する。 ・設計の思想、意図、配慮点などを設計図書に記載し、必要に応じて通常の構造図とは別に「施工要領図」を作成するなど、目指すべき川の姿が確実に施工者に伝達される様工夫する。</p> <p>⑥ 施工段階で工夫を加えることにより、多様な水際を保全する様に努める。</p> <p>・施工段階であっても、目指すべき川の姿を常に念頭に置き、それに近づく様努める。また、新たな環境要素が確認された場合には、柔軟に対応し、必要に応じて設計変更を行う。</p>
(2)生物の多様性の確保	<p>【共通】</p> <p>① 希少動植物を含めた生態系や生育・生息環境に配慮した、施工時期・工程に努める。</p> <p>・生物移動や沿川環境を考慮し、生物の避難場所の確保や環境の早期回復が図れるようにすると共に、土地の改変量にも配慮する。 ・猛禽類の生息域では、繁殖期の工事を避ける。 ・その他絶滅が危惧される生物については、棲息場所及び繁殖期の工事を可能な限り避ける。</p>
2 良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土 (1)水、大気、土壌等の良好な環境水準と循環の確保	<p>【共通】</p> <p>① 水質の保全に努める。</p> <p>・除草剤を使用しない。 ・地盤改良は周辺の地下水に影響を与えないよう、薬液の流出防止及び地下水等の水質の監視を行う。</p> <p>② 汚水・濁水・土砂等の流出防止に努める。</p> <p>・周辺に影響がある場合は、沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置する。 ・仮排水パイプにより上流からの取水を行う。 ・土砂流出防止柵の設置等を図る。</p> <p>③ 資材等の運搬ルートを選定に当たっては、影響の少ないルートを選定する。</p> <p>・居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。</p> <p>④ 運搬車両は、定期的に掃除・整備点検を行うなど、環境への負荷の低減を図る。</p> <p>・運搬車両の清掃・点検整備に努めると共に、アイドリングストップを推進する。</p> <p>⑤ 粉塵等の飛散防止に努める。</p> <p>・土砂表層の散水や道路の散水・清掃等に努める。</p> <p>⑥ 低騒音・低振動型施工機械・排ガス対策型建設機械の採用に努める。</p> <p>⑦ 夜間・早朝(概ね22:00～6:00)は、機械作業及び資材運搬を出来るだけ避ける。</p> <p>・作業時間の遵守を徹底する。 ・作業工程の工夫を行う。</p> <hr/> <p>【個別事業】(下水道)</p> <p>⑧ 管渠からの漏水による地下水汚染の防止に努める。</p> <p>・施工不良による汚水の流出が無い様に努める。</p>

<p>取り組み項目 (環境方針区分)</p>	<p>具 体 的 な 行 動</p>
<p>(1)水、大気、土壌等の良好な環境水準と循環の確保</p>	<p>【個別事業】(建 築) ⑨ 設置する設備機器等について、大気汚染、騒音の低減に配慮したものとする。</p>
<p>(2)廃棄物の発生抑制やリサイクルのための仕組みづくりの推進</p>	<p>【共 通】 ① 建設発生土の再利用を図る。 ・事業間の連絡調整を密にし、現場内利用、工事間流用を図る。 ② 建設副産物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努める。 ・「長野県建設リサイクル推進指針」による。 ③ 建設副産物については、適正な処理・処分を行う。 ・諸法令を遵守する。 ④ 現地発生材の有効利用を図る。 ・自然石石積工、柵工、杭工、庭園等に活用する。 ・伐採樹木を仮設材等として利用する。 ⑤ 環境に負荷の少ない資材、再生資材等の使用に努める。 ・自然石、樹木材料、再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土、溶融結晶化石材等。</p>
<p>3 うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土 (2)水辺空間や緑の保全と創造</p>	<p>【共 通】 ① 出来るだけ緑化に努める。 ・緑化に当たっては在来種を採用するように努める。 ② 進入路、仮設ヤード等の復元に当たっては、可能な限り既存植生が回復する様に努める。 ・既存植生を事前に把握し、移植可能なものは移植する。 【個別事業】(建 築) ③ 既存樹木及び周囲の植生に配慮した植栽に努める。</p>
<p>(3)景観の保全と創造</p>	<p>【共 通】 ① 史跡・名勝の保護・保全等に努める。 ・埋蔵文化財等の有無を、再度確認すると共に、保護・保全策等について教育委員会等と協議する。 【個別事業】(建 築) ② 周辺景観に配慮した仕上げ材料の使用に努める。</p>
<p>4 世界へ発信する環境共生県 NAGANO (1)地球温暖化問題など地球環境問題への積極的な対応</p>	<p>【共 通】 ① 県産材(間伐材)の利用を進める。 ・土木建設資材として利用する。 【個別事業】(建 築) ② 省エネに配慮した計画に努める。</p>

建設部公共事業環境配慮指針実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本県が定めている環境基本計画における環境方針・環境目的を事業活動に反映させるため、建設部の「公共事業環境配慮指針」（以下「指針」という。）の適正な運用に関する事項を定め、もって公共工事における環境への影響の低減を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 指針を適用する対象事業は、別表のとおりとする。ただし、「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」（以下「要綱」という。）に定める対象事業は除く。

(運用方法)

第3条 対象事業を発注する機関は、計画、設計及び実施の各段階において、要綱に定める「共通環境配慮指針」及び「地域別環境配慮指針」に基づき、具体的な行動に取り組むものとする。

2 具体的な行動に取り組む際は、構造令等の規定による構造規格や安全性を確保するとともに、施工性、経済性等も考慮するものとする。

(配慮書等の作成)

第4条 対象事業を発注する機関は、事業着手前に、要綱に定める「公共事業環境配慮書」（以下「配慮書」という。）を作成する。

2 対象事業を発注する機関は、事業完了後、速やかに要綱に定める「公共事業環境配慮実施報告書」（以下「実施報告書」という。）を作成する。この場合において、事業年度が複数年にわたる場合は、年度ごとに要綱に定める「公共事業環境配慮実施状況報告書」（以下「実施状況報告書」という。）を作成する。

(運用状況の報告)

第5条 各発注機関は、毎年9月末及び3月末までの運用状況を、各翌月の末日までに環境配慮指針運用状況報告書（指針様式1）に配慮書、実施報告書または実施状況報告書を添付して、土木部門は各事業課、建築部門は建築住宅課に報告するものとし、各事業課、建築住宅課は取りまとめの上、技術管理室に報告するものとする。

(指針及び対象事業等の見直し)

第6条 各事業課、建築住宅課は、指針の内容及び対象事業の規模等を定期的に見直し、継続的な改善を図るものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、運用に関して必要な事項は別に定める。

附則

第1条 この要領は平成17年6月1日から施行する。

第2条 この要領施行後に「入札」する委託・工事から対象とする。

第3条 この要領施行前から施工している委託・工事については除くものとする。

第4条 建築部門は平成20年11月20日以降に「入札」した委託・工事から対象とする。

附則

この要領は、平成23年4月1日以降に実施する委託・工事から対象とする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(別表)

建設部公共事業環境配慮指針 対象事業一覧

事業名	①計画段階	②設計段階	③実施段階
道 路	道路延長で片側1車線1Km以上 又は片側2車線で0.5km以上	同 左 (工区設定延長)	入札予定価格 8千万円以上
	橋長100m以上(長大橋)		
街 路	道路延長で片側1車線1Km以上 又は片側2車線で0.5km以上		
河 川	延長距離1km以上		
ダ ム	全てのダム建設事業	同 左	
砂 防	全体計画規模1ha以上 砂防えん堤は、堆砂敷を含む 地すべりは、ブロック面積とする 急傾斜地は、対策区域の面積とする		
都市公園	全ての都市公園事業		
建 築	延べ面積1,000㎡以上の新築又は増築工事、 かつ全工事の入札予定価格の総額が2億円以上		

長野県公共事業等環境配慮推進要綱

	平成 23 年 1 月 18 日 22 自保第 255 号
一部改正	平成 23 年 4 月 1 日 23 環政第 2 号
一部改正	平成 24 年 4 月 17 日 24 環政第 26 号
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日 25 環政第 5 号
一部改正	平成 26 年 5 月 1 日 26 環政第 33 号
一部改正	平成 29 年 3 月 22 日 28 環政第 290 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、長野県が実施する公共事業等の計画及び実施に当たって環境配慮を推進するために必要な手続等を定めることにより、当該事業の実施が及ぼす環境への影響をできる限り回避し、又は低減することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業 県が実施主体となる公共事業等のうち別表第 1 の左欄に掲げる事業の種類ごとに同表の右欄に掲げる対象規模に該当する事業及びそれ以外の事業で公共事業等を実施する部局等の長がこの要綱の対象としようとするものをいう。
- (2) 環境配慮 環境に与える影響を回避し、又は低減するための措置及び良好な環境を保全し、又は創造するための措置をいう。

(環境配慮庁内連絡会議)

第 3 条 次に掲げる専門的事項を処理するため、環境配慮庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

- (1) 公共事業環境配慮書（案）（様式 1）（以下「配慮書（案）」という。）の作成に係る環境情報の提供、環境配慮の内容に関する助言その他の技術的支援に関すること
 - (2) 公共事業環境配慮書（様式 2）（以下「配慮書」という。）の審議に関すること
 - (3) 公共事業環境配慮実施報告書（様式 3）（以下「実施報告書」という。）の評価に関すること
 - (4) 環境配慮制度の検討に関すること
- 2 庁内連絡会議は、別表第 2 に掲げる者により構成する。
 - 3 庁内連絡会議に会長を置き、環境政策課長をもってあてる。
 - 4 庁内連絡会議の庶務は、環境政策課が行う。

(配慮書（案）の作成)

第 4 条 対象事業を実施しようとする部局等の長（以下「事業部局の長」という。）は、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の環境の状況について、別表第 4 に掲げる共通環境配慮指針及び別表第 5 に掲げる地域別環境配慮指針に基づき、当該事業に係る環境配慮の内容を検討した上、次に掲げる事項を記載した配慮書（案）を作成し、当該事業の実施箇所を明らかにした位置図を添付し、環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
 - (2) 留意すべき地域の概況
 - (3) 想定される影響又は環境配慮の方針
- 2 事業部局の長は、配慮書（案）の作成に当たり庁内連絡会議及び別表第3に掲げる機関に技術的支援を求めることができる。

（配慮書（案）の公表及び意見書の提出）

第5条 環境部長は、前条第1項の規定により配慮書（案）の提出があったときは、県ホームページでこれを公表する。

- 2 配慮書（案）について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の公表の日から30日を経過する日までの間に、環境部長に対し、意見書の提出によりこれを述べるることができる。
- 3 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象である事業の名称
 - (3) 配慮書（案）についての環境の保全の見地からの意見
- 4 環境部長は、第2項の意見書の提出があったときは、その写しを事業部局の長に送付する。

（配慮書（案）に対する関係機関の長の意見）

第6条 環境部長は、第4条第1項の規定により配慮書（案）の提出があったときは、関係機関の長及び対象事業実施箇所の所在する市町村長に環境の保全の見地からの意見を聴く。

- 2 関係機関の長及び市町村長は、前項の規定により環境部長から意見照会があったときは、30日以内に環境の保全の見地からの意見を書面により環境部長に提出することができる。
- 3 環境部長は、前項の意見書の提出があったときは、その写しを事業部局の長に送付する。

（配慮書（案）に対する環境部長の意見）

第7条 環境部長は、第4条第1項の規定により配慮書（案）の提出があったときは、前条第2項の意見を勘案するとともに、第5条第2項の意見に配慮して、60日以内に事業部局の長に対し、環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。

- 2 環境部長は、前項の場合において必要があると認めるときは、専門家の意見を聴くことができる。

(環境の保全の見地からの意見の反映等)

第8条 事業部局の長は、前条第1項の環境の保全の見地からの意見を勘案して必要があると認めるときは、計画への反映等を行った上で環境配慮の方針を決定し、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成し、環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
- (2) 環境配慮の方針
- (3) 環境部長の意見内容及び事業部局の見解

2 事業部局の長は、前項の配慮書を作成する場合において必要があると認めるときは、住民に対する説明を行う。

(配慮書の公表)

第9条 環境部長は、前条第1項の規定により配慮書の提出があったときは、必要に応じて当該配慮書の内容について庁内連絡会議の意見を聴くことができる。

- 2 環境部長は、必要があると認めるときは、事業部局の長に対して配慮書の内容を修正するよう求めることができる。
- 3 事業部局の長は、前項の規定による環境部長の求めがあったときは、配慮書の内容を修正するものとする。
- 4 環境部長は、前3項の手続を経た配慮書を県ホームページで公表する。
- 5 事業部局の長は、配慮書のとおり環境保全に適正な配慮をして対象事業を実施する。

(対象事業の実施の制限)

第10条 事業部局の長は、配慮書が公表されるまでは対象事業の工事に着手しない。

(対象事業の廃止手続)

第11条 事業部局の長は、配慮書(案)の公表後に対象事業を実施しないこととしたときは、環境部長にその旨を通知する。

2 環境部長は、前項の通知があったときは、県ホームページにその旨を公表する。

(実施段階の手続)

第12条 事業部局の長は、対象事業に係る工事の完了後速やかに、次に掲げる事項を記載した実施報告書を作成し、環境部長に提出する。

この場合において、事業年度が複数年にわたる場合は、年度ごとに様式3により公共事業環境配慮実施状況報告書を環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
- (2) 環境配慮の方針及び環境配慮の実施内容(環境配慮の方針と異なる場合はその理由)
- (3) 達成状況の評価

2 環境部長は、前項の規定により実施報告書の提出があったときは、必要に応じて当該実施報告書の内容について庁内連絡会議の意見を聴くことができる。

3 環境部長は、第1項の規定により実施報告書の提出があったときは、県ホームページでこれを公表する。

(手続の再実施)

第13条 事業部局の長は、第9条の規定により配慮書を公表した後に対象事業の内容を変更しようとする場合（事業の実施により想定される環境への影響又は環境配慮の方針に著しい変化が生じない軽微な変更する場合を除く。）は、環境部長と協議のうえ、改めて第4条から第8条までに掲げる手続を行う。

2 事業部局の長は、第9条の規定により配慮書を公表した日から5年を経過した日以後に対象事業に係る工事に着手しようとする場合又は対象事業に係る工事を5年以上中断した後再開しようとする場合で必要と認めるときは、環境部長と協議のうえ、改めて第4条から第8条までに掲げる手続を行う。

(他の法令に基づく手続との調整)

第14条 法令等に別段の定めがあるときその他この要綱の規定に基づく手続による場合と同等以上の環境配慮が確保されると認められるときは、環境部長と事業部局の長が協議の上、この要綱に定める手続の全部又は一部を省略することができる。

(適用除外)

第15条 この要綱の規定は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）に基づき環境影響評価を実施する事業については適用しない。

2 この要綱の規定は、災害の復旧若しくは防止のため又はその他特別な事情により緊急に実施することを必要とする事業については適用しない。

(対象事業以外の事業の環境配慮)

第16条 対象事業以外の公共事業等を実施する部局等の長は、共通環境配慮指針及び地域別環境配慮指針の趣旨に沿って環境配慮に努めなければならない。

(県以外の者が事業の実施主体となる場合の環境配慮)

第17条 県が管理する道路等の施設において、県以外の者が実施主体として行う道路自営工事等の事業が別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとに同表の右欄に掲げる対象規模に該当する場合は、当該施設を管理する機関の長は、この要綱に定める手続を行うよう、当該事業を実施しようとする者に要請するものとする。

2 前項の場合において配慮書が公表されたときは、環境部長は、当該施設を管理する機関の長に配慮書の写しを送付し、当該事業において当該事業を実施する者により配慮書に基づく適正な環境配慮がなされるよう、要請するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、公共事業等の環境配慮の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

(経過処置)

2 この要綱の施行の日において、現に着手している対象事業については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別表第1)(第2条)

事業の種類	対 象 規 模
道路(国道、県道、農道、林道)の新設・改築 及び街路の整備	延長1km以上
河川の整備及び改修	放水路(分水路)、捷水路(ショートカット)などの新設の延長1km以上
ダム建設 (砂防、治山を除く)	すべて ※ ダムの機能維持を図る堰堤改良工事等を除く
砂防堰堤の建設	施工区域面積 1ha以上
治山堰堤の建設	※ 施工区域面積: 本体工事区域+堆砂敷の面積
山腹工事	施工区域面積1ha以上 ※ 施工区域面積: 構造物、緑化工を含む本体工事面積
地すべり防止工事	
急傾斜地崩壊防止工事	
公園の整備	土地の形質変更面積1ha以上
下水道終末処理場の建設	すべて
農用地の開発	開発面積1ha以上
ほ場の整備	区画整理面積20ha以上
かんがい排水施設の新設及び更新	延長1km以上
ため池の新設及び廃止	すべて
ため池の改修	堤高10m以上
水力発電所の建設	出力1000kW以上
浄水場・配水池の建設	事業区域面積1ha以上
建築物の新築又は増築	延べ面積5000㎡以上
土地の造成	事業区域面積2ha以上

(別表第2)(第3条)

所 属	職 等
環境部 環境政策課	所属長の指定する職員
環境部 環境エネルギー課	
環境部 水大気環境課	
環境部 自然保護課	
環境部 資源循環推進課	
農政部 農地整備課	
林務部 森林政策課	
建設部 建設政策課 技術管理室	
建設部 建築住宅課	
企業局	
教育委員会 文化財・生涯学習課	
環境保全研究所	

(別表第3)(第4条)

担当業務	課所
総括	環境政策課
大気環境	水大気環境課 環境保全研究所
水環境	水大気環境課 河川課 環境保全研究所
地形・地質	環境保全研究所
野生動植物	自然保護課 森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室 環境保全研究所
景観	都市・まちづくり課
自然とのふれあい	環境保全研究所
文化財等	文化財・生涯学習課
廃棄物・建設残土	資源循環推進課 技術管理室 環境保全研究所
省資源・省エネルギー・ 温室効果ガス	環境エネルギー課 環境保全研究所
光害	水大気環境課

共通環境配慮指針

環境要素	配慮事項
大気環境	<p>地域の大気環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、大気汚染や、騒音、振動、悪臭、粉じん、有害化学物質などによる環境への負荷の回避または低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気汚染の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。 ・ 交通流の円滑化により大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。 ・ 集じん装置、有害物質処理装置等の設置を行い大気汚染の発生を防止する。 ・ 有害物質の使用、保管等の管理を徹底する。 ・ 土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。 ・ 防じんシートの設置を行い粉じんの飛散を防止する。 ・ 排出ガス対策型の車両や機械を採用する。 ○ 騒音、振動の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。 ・ 著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。 ・ 低騒音・低振動型の建設機械を採用する。 ・ 防音壁、防音シート、緩衝緑地帯等の遮音設備・吸音設備を設置し、騒音を低減する。 ・ 道路においては高機能舗装等の採用により騒音の低減に努める。 ○ 悪臭の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭原因物質を使用しない又は使用量を削減する。 ・ 悪臭原因物質の使用、保管等の管理を徹底する。 ・ 臭気除去装置を設置する。 ・ 建築物の機密性向上、出入り口の構造の工夫、排水処理槽の被覆等により、悪臭の漏洩を防止する。
水環境	<p>地域の水環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、水質汚濁の防止や水循環の保全に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水質汚濁の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道などの水源地近傍への立地は出来るだけ避ける。 ・ 土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。また、鉱脈、鉱山跡地等で重金属等が偏在する場所の造成を出来るだけ避ける。 ・ 沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。 ・ 農薬を使用しない又は使用量を削減する。 ・ チェーンソーを使用する際は生分解性チェーンオイルを使用する。 ・ 地盤改良は適切な薬液を選定し、必要最低限の薬液注入範囲とする。 ・ 水道水源、貴重な動植物分布地、取水地点及びすでに汚染が著しい地域等への排水を出来るだけ避ける。 ・ 水の循環使用等により排出負荷を低減する。 ・ 工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。 ○ 水循環の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 透水性舗装の導入や舗装面の削減、浸透側溝・浸透枮・芝舗装の導入等、雨水の地下浸透により水循環を保全する。 ・ 水田や地下水・湧水を保全する。 ・ 地下水を使用しない又は使用量を削減する。 ・ 山間部においては流域界の変更や沢の埋立を避ける。 ・ 河川においては下流域の環境の保全のため、正常な流量を確保する。 ・ 浄化機能維持のため、水辺植生を保全する。 ・ 掘削や地下構造物の設置等により地下水の流動を阻害しないように努める。

<p>地形・地質</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を形成する重要な地形・地質の改変を出来るだけ避ける。 ・ 地すべり、崩壊、土石流等の危険性の高い地域や、近い将来活動する可能性のある活断層の区域の改変を出来るだけ避ける。 ○ 改変面積の最小化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。 ・ 段階的に工事を行い、広範な裸地の出現を防止する。 ・ 工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。 ・ 工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。 ・ 工事により一時的に改変する自然環境の原形復旧に努める。 ・ 法面の勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。
<p>野生動植物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の保全上重要な地域の改変の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変を出来るだけ避ける。 ○ 野生動植物の生息・生育空間の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の移動経路の分断を出来るだけ避ける又は新たな移動経路を確保する。 ・ 河川・水路に横断構造物を設置する場合は、水棲生物の自由な移動を確保する。 ・ 水際部を保全し、自然植生の連続性を確保する。 ・ 河川においては瀬や淵の保全又は創出を行う。 ・ 回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な植物を生育適地へ移植する又は生育地を創出し移植する。 ・ 回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な動物を生息適地へ移動させる又は生息環境を創出し移動を促す。 ・ 進入防止柵を設置し動物の侵入を防止する。 ○ 動物の繁殖期における影響の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な動物等の繁殖期、産卵期の工事を出来るだけ避ける。 ○ 地域独自の生物多様性の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 表土を植生用客土として活用し、在来種による植栽・緑化を行う。 ○ 動植物への負担の少ない形状・素材の使用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下した小動物が脱出できる側溝、透過型えん堤、多段式落差工、自然石空張護岸等動植物への負荷の少ない構造を検討する。 ・ 自然石、自然素材又は多自然型製品等動植物への負荷の少ない素材を使用する。
<p>景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ すぐれた景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な景観資源の改変を出来るだけ避け、影響を及ぼすおそれがある場合は修景に努める。 ・ 主要な眺望景観や自然・文化的景観を阻害するような建築物の立地を出来るだけ避ける。 ・ 工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。 ○ 良好な景観の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・形態・意匠・色彩・素材等を検討する。 ・ 樹木の伐採は出来るだけ避ける又は植樹等による緑化に努める。

<p>自然とのふれあい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然とのふれあいの場への立地の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の人が利用している自然とのふれあいの場又はふれあい活動に重大な影響を与える周辺環境の改変を出来るだけ避ける。 ○ 自然とのふれあい空間の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊水施設やせせらぎ水路、池、親水護岸、階段や飛び石など水辺空間の整備に努める。 ・ 河川、水路などの暗渠化は避けるよう努める。 ・ ビオトープを創造し、自然とのふれあいの場を創出する。
<p>文化財等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財等地域で親しまれている歴史的な建築物・構造物などやその周辺へ影響を及ぼすおそれがある立地を出来るだけ避ける。 ・ 原則として史跡・名勝・天然記念物の指定地内への立地は避ける。また、史跡等の周辺や埋蔵文化財を包蔵する可能性の高い土地への立地を出来るだけ避ける。
<p>廃棄物・建設残土</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設廃棄物や建設残土の発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。 ・ 建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。 ○ 建設廃棄物や建設残土のリサイクル <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。 ○ 資源の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生 As 合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。 ・ 自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の使用に努める。 ・ 信州リサイクル認定製品の利用を推進する。
<p>省資源・省エネルギー・温室効果ガス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境への負荷の少ない機械の利用等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・ アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。 ・ 点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。 ○ エネルギーの有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の建設にあたっては温室効果ガス削減に努めた計画とする。 ・ 地熱、太陽光、バイオマス等の自然エネルギーや雨水、廃熱等の有効利用に努める。 ・ LED 照明、節水機器等の省エネルギー設備の導入に努める。 ・ 建築物の断熱化に努める。
<p>日照障害・電波障害・光害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日照障害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日照障害が生じないように施設の配置や構造、形状等に配慮する。 ○ 電波障害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波障害が予測される場合は、電波吸収材や反射材の使用による反射障害や遮へい障害の防止又は代替措置を検討する。 ○ 光害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明の設置にあたっては照明の範囲、時間、照度、光源種類などに配慮し、周辺の生活環境や野生動植物、農作物等への悪影響を低減する。

地域別環境配慮指針

地域	環境配慮事項
山地 ・ 丘陵	<p><基本的な考え方></p> <p>山地・丘陵地域は、森林や湿原、溪流など、多くの自然性の高い環境要素から構成され、それらの地域特性を反映した良好な自然環境を形成しており、自然環境や我々の生活環境の保全上、極めて重要な役割を持つ地域である。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、その必要性や立地の妥当性をあらかじめ十分検討したうえで、大気の浄化や清澄な水源のかん養機能をはじめ、多様な生物の生息・生育空間や自然とのふれあいの場としての機能の保全に十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 希少な動植物の生息・生育環境の確保 ○ 事業規模の最適化や工法の工夫による改変面積の最小化 ○ 動物の移動に支障がないような緑地の保全・創造 ○ 河川、湖沼等の良好な水質、水量等の保全や湿地の乾燥化の防止 ○ 有害化学物質などによる水資源の汚濁防止 ○ 希少な動物の繁殖期を避けるなど工事時期への配慮 ○ 地形・地質、森林等の自然景観への配慮 ○ 水源かん養機能のある森林の保全
平野 ・ 田園	<p><基本的な考え方></p> <p>平野・田園地域は、里山や耕作地など、人と自然との密接な関わりにより育まれてきた身近な自然が広がり、地域独自の多様性に富んだ半自然的な環境が形成されており、人の日常生活と自然環境との関わりが深い地域である。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、人の生活環境の保全とともに、身近で多様性に富んだ自然環境の保全にも十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 池や沼、河川敷、水田などの生物の生息及び生息地の保全 ○ 身近な自然とのふれあい活動の場の保全・創出 ○ 健全な水循環の維持及び地盤沈下防止のため、水田や地下水・湧水の保全 ○ 工事や供用時における濁水等の処理対策の充実による、河川やため池等の汚濁防止 ○ 都市生物や外来種の侵入・繁殖の防止
市街地	<p><基本的な考え方></p> <p>都市機能が集積した市街地は、多くの人々の生活空間であり良好な生活環境の保全（大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音等の防止）が強く求められる。</p> <p>また、人工改変区域が多くを占める市街地に一部残る緑地や河川等は、その自然的環境に依存する、独自の生態系を形成している場合もある。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、生活環境の保全に十分配慮するとともに、歴史的・文化的資源の保全や残された自然的要素の保全、新たな生物生息・生育空間の創造に十分配慮する。</p> <p>また、地球環境保全の観点から、省資源・省エネルギーの推進や温室効果ガスの排出抑制等にも十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通流の円滑化による排気ガスや騒音の低減 ○ 雨水の地下浸透等による健全な水循環の維持・回復、地盤沈下の防止 ○ 新たな工作物の存在・供用や工事による大気や水質、騒音など周辺影響への配慮 ○ 河川の水質、水量、生態系への配慮 ○ 残存する自然環境や都市内の緑地等の保全 ○ 緑地や都市公園の整備に伴うビオトープの創造 ○ 建築物などのデザイン、高さ、色彩について周辺景観への配慮 ○ 省エネルギー、新エネルギーの利用等による二酸化炭素排出量削減 ○ 日照障害・電波障害等による周辺の生活環境への影響防止

事業名称	
事業名	
整理番号	
事業の種類	
市町村名	
箇所名	
事業年度	
事業概要	
目的	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	
関連する事業計画	
その他特記事項	
関係法令等の規制	
自然環境保全地域等の指定状況	
土地利用規制の状況	
その他	
社会的要素	留意すべき地域の概況
交通の現況	
土地利用の現況	
生活関連施設の現況	
その他	
自然的環境要素	環境配慮の方針
大気環境	留意すべき地域の概況
水環境	留意すべき地域の概況
地形・地質	留意すべき地域の概況
野生動植物	留意すべき地域の概況
景観	留意すべき地域の概況
自然とのふれあい	留意すべき地域の概況
文化財等	留意すべき地域の概況
廃棄物・建設残土	
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	
日照障害・電波障害・光害	

事業名称			
事業名			
整理番号			
事業の種類			
市町村名			
箇所名			
事業年度			
事業概要			
目的			
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)			
関連する事業計画			
その他特記事項			
関係法令等の規制			
自然環境保全地域等の指定状況			
土地利用規制の状況			
その他			
社会的要素		留意すべき地域の概況	
交通の現況			
土地利用の現況			
生活関連施設の現況			
その他			
自然的環境要素		環境配慮の方針	
大気環境	留意すべき地域の概況		
水環境	留意すべき地域の概況		
地形・地質	留意すべき地域の概況		
野生動植物	留意すべき地域の概況		
景観	留意すべき地域の概況		
自然とのふれあい	留意すべき地域の概況		
文化財等	留意すべき地域の概況		
廃棄物・建設残土			
省資源・省エネルギー・温室効果ガス			
日照障害・電波障害・光害			
番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解

事業名称		達成状況の評価
事業名		配慮した項目 ----- 配慮する全項目
整理番号		
事業の種類		
市町村名		
箇所名		
事業年度		
事業概要		
目的		
事業概要		
関連する事業計画		
その他特記事項		
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況		
土地利用規制の状況		
その他		
自然的環境要素	環境配慮の方針	環境配慮の実施内容 (環境配慮の方針と異なる場合はその理由)
大気環境		
水環境		
地形・地質		
野生動植物		
景観		
自然とのふれあい		
文化財等		
廃棄物・建設残土		
省資源・省エネルギー・温室効果ガス		
日照阻害・電波障害・光害		